

(19) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和7年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
48 人	204,881 千円	33,993 千円	82,900 千円	321,774 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

一般職			研究職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
320,756 円	358,993 円	47 歳	357,462 円	421,204 円	46 歳

（注）1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
一般職	大学卒	237,600 円	県の規定に準ずる 行政職給料表 1 級29号給
	高校卒	206,700 円	県の規定に準ずる 行政職給料表 1 級 9 号給
研究職	大学院 博士課程卒	281,500 円	県の規定に準ずる 研究職給料表 1 級57号給
	大学院 修士課程卒	262,600 円	県の規定に準ずる 研究職給料表 1 級41号給
	大学卒	246,400 円	県の規定に準ずる 研究職給料表 1 級29号給
	短大卒	228,100 円	県の規定に準ずる 研究職給料表 1 級19号給

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
	高校卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	
研究職	大学卒		－ 円	－ 円	357,500 円	450,300 円	
	高校卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準ずる)	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.2625 月分 (1.0625)	0.9625 月分 (1.1625)
	12月期	1.2625 月分 (1.0625)	0.9625 月分 (1.1625)
	計	2.525 月分 (2.125)	1.925 月分 (2.325)
(注) () 内の数値は、特定幹部職員の支給割合です。			
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
〔令和 7 年度実績〕			
支給総額		支給職員数	1 人当たり平均支給額
82,900,005 円		48 人	1,727,083 円
退職手当 (県の規定に 準ずる)	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	早期退職・定年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分
	勤続 40 年	44.7795 月分	47.709000 月分
(その他の加算措置)			
定年前早期退職特例措置 (2 %～20%加算)			
25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に早期退職制度 により退職する場合に加算があります。			
〔令和 7 年度実績〕			
1 人当たり平均支給額		619,513円	
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	〔令和 7 年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1 人当たり平均支給年額
	10,384,011 円	37 人	280,649 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理又は監督の地位にある職員	給料表、職務の級、手当区分に応じて定額を支給	
		一般職	8 級 2 種 94,000 円
			6 級 3 種 66,500 円
		研究職	5 級 2 種 93,100 円
			4 級 3 種 62,700 円
		4 級 4 種 53,700 円	
		〔令和 7 年度実績〕	
		支給総額	支給職員数 1 人当たり 平均支給月額
		6,659,400 円	10 人 55,495 円
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族を有する職員	ア 扶養親族（子及び配偶者を除く）	
		6,500 円	
		ただし、研究職給料表 5 級及び事務職給料表 8 級は右のとおり	
		3,500 円	
		イ 子	
		13,000 円	
		満15歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある子	
		1 人につき 5,000 円を加算	
		〔令和 7 年度実績〕	
		支給総額	支給職員数 1 人当たり 平均支給月額
		5,584,800 円	20 人 23,270 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	
		家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けている者	
		借家・借間居住者の例によった場合の額の 2 分の 1 相当額	
		〔令和 7 年度実績〕	
		支給総額	支給職員数 1 人当たり 平均支給月額
		5,878,272 円	19 人 25,782 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～オの金額の合計（上限150,000円）	
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円 から 53,100 円の範囲内で支給	
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算	
		エ 駐車料金を負担している場合	駐車場の利用に係る料金を実費支給（1月当たり 5,000 円を上限とする。）	
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	
		〔令和7年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		5,415,310 円	47 人	9,602 円
単身赴任手当 (県の規定に 準ずる)	異動等を原因として単身赴任となった職員	月額 30,000円＋加算額 〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算はなし。 〔令和7年度実績〕 支給実績なし		

内 容			
区分	対象職員	支 給 月 額	
放射線 取扱手当	指定する区域内で 放射線を照射する 作業を行う職員	職員が業務に従事した日 1日につき 300円 〔令和7年度実績〕	
		支給総額	支給職員数 1人当たり 平均支給月額
		15,600 円	5 人 260 円
有害物 取扱手当 (県の規定に 準ずる)	毒物及び劇物等を 取り扱う職員	職員が業務に従事した日 1日につき 300円 〔令和7年度実績〕	
		支給総額	支給職員数 1人当たり 平均支給月額
		8,400 円	6 人 117 円
管理職員 特別勤務手当 (県の規定に 準ずる)	管理職手当を受け る職員で週休日又 は休日等に勤務し た職員	管理職手当の区分に応じて定額を支給 1 種 12,000 円 2 種 10,000 円 3 種及び4 種 8,000 円 〔令和7年度実績〕	
		支給総額	支給職員数 1人当たり 平均支給月額
		47,600 円	5 人 793 円

6 役員の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	389,900 円	なし	下記のとおり業績給を支給
非常勤理事 非常勤監事	1回あたり30,000 円		

〔業績給〕

知事による法人の業績評価結果、個人評価、経歴等を反映した業績給を6月期及び12月期に支給

〔令和7年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (業績給等を含む)
5,852,676 円	1 人	487,723 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
390,000 円	2 人	16,250 円

7 嘱託職員・非常勤職員等の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	勤勉手当
事務スタッフ	192,440 円以上	6月期 1.1205 月分	6月期 0.8445 月分
技術スタッフ	192,440 円以上	12月期 1.1205 月分	12月期 0.8445 月分

〔令和7年度実績〕

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
57,090,479 円	17 人	279,855 円

(注)常勤的な勤務形態の職員の報酬等の状況を記載しています。

8 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 内 容		変 更 理 由
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正		県の制度に準じた改正
区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
初任給月額	一般職 大学卒 237,600 円 高校卒 206,700 円 研究職 大学院 博士課程卒 281,500 円 大学院 修士課程卒 262,600 円 大学卒 246,400 円 短大卒 228,100 円	一般職 大学卒 225,900 円 高校卒 194,800 円 研究職 大学院 博士課程卒 270,900 円 大学院 修士課程卒 251,500 円 大学卒 234,400 円 短大卒 216,000 円	給料表の改正に伴う変更
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.2625月分 勤勉 0.9625月分 12月 期末 1.2625月分 勤勉 0.9625月分	6月 期末 1.250月分 勤勉 0.925月分 12月 期末 1.275月分 勤勉 1.000月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	子 13,000円	子 11,500円 配偶者 3,000円	県の制度に準じた改正

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
通勤手当	支給額 以下のア～オの金額の合計（上限150,000円）	支給額 以下のア～ウ及びオの金額の合計（上限150,000円）にエの額を加算した金額	県の制度に準じた改正
	ア 交通機関等利用者略	ア 交通機関等利用者略	
	イ 自動車等使用者略	イ 自動車等使用者略	
	ウ 特別急行列車等利用略	ウ 特別急行列車等利用略	
	エ 駐車料金を負担している場合 駐車場の利用に係る料金を実費支給（1月当たり5,000円を上限とする。）	エ 駐車料金を負担している場合 （パークアンドライド） 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給（1月当たり3,000円を上限とする。）	
	オ ノーマイカー運動に参加する場合略	オ ノーマイカー運動に参加する場合略	

（2）適用日

令和7年4月1日（給料表、初任給月額）

令和8年4月1日（期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当）